

観光地などでの移動をもっと便利にスムーズに！ ～「まちめぐりナビプロジェクト」募集開始～

国土交通省では、本日より、観光振興に関する協議会等を対象に「まちめぐりナビプロジェクト」資料1の募集を開始します。

まちナビとは、訪問先の地理に不慣れな観光客に、安心して移動できる環境を提供することを目的として、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化を図り、観光振興を推進するものです。

本プロジェクトは、平成18年度から実施しており、携帯電話を使用した情報提供など、他地域の先進事例として利便性向上や地域の活性化が期待されます。

募集スケジュール

- ・平成20年 6月16日 募集開始
- ・平成20年 6月27日 案件登録締め切り（応募にあたり案件登録が必要となります。）
- ・平成20年 7月11日 募集締め切り
- ～ 8月 中旬 応募内容の審査、実施地域の決定

添付資料

- ・資料1 まちめぐりナビプロジェクトの概要
- ・資料2 平成20年度「まちめぐりナビプロジェクト」応募要領（抄）

応募に必要な書類等の様式については、下記のアドレスにアクセスすると入手できます。
〔http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000002.html〕

国土交通本省においては全国版の記者発表をしております。

発表記者会：宮城県政記者会・東北電力記者会・東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局
代表 022-225-2171
企画部 環境調整官 佐々木 透(内線3114)
国土交通省 東北運輸局
直通 022-380-1001
企画観光部 観光地域振興課長 佐藤 一男

プロジェクトの概要

プロジェクトの目的

道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進すること。

実施主体（応募主体）

単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関が設置する、観光関係事業者やNPO法人等の関係者も参加する協議会。

実施事項

上記実施主体が当該地域の情報提供に係る課題を整理した上で、基本方針等を検討。国と地方公共団体、民間事業者等は当該方針に従って相応の事業をそれぞれ実施。

実施期間

事業の実施期間は平成 20 年度中。事業終了後、同年度内に結果報告を依頼する予定。

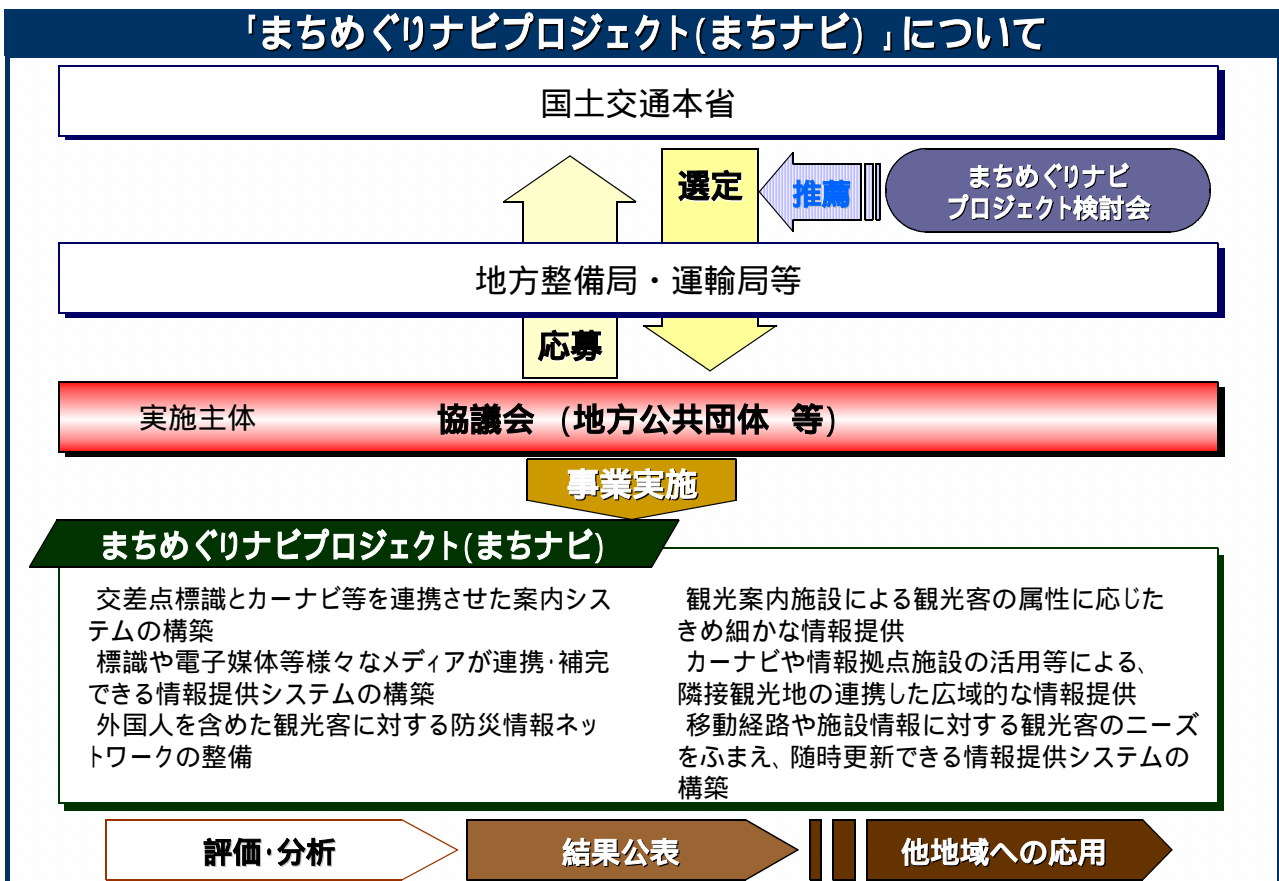
対象事業

プロジェクトの目的に資するものであることが必要。個別事業の例示として考えられるものは以下のとおり。なお、本事業は先進事例とするものであることから、18、19 年度に実施した事業（国土交通省ホームページ参照）の内容や取り組みを通じて明らかになった課題等を踏まえた上で、更なる高度化を図ることが必要。

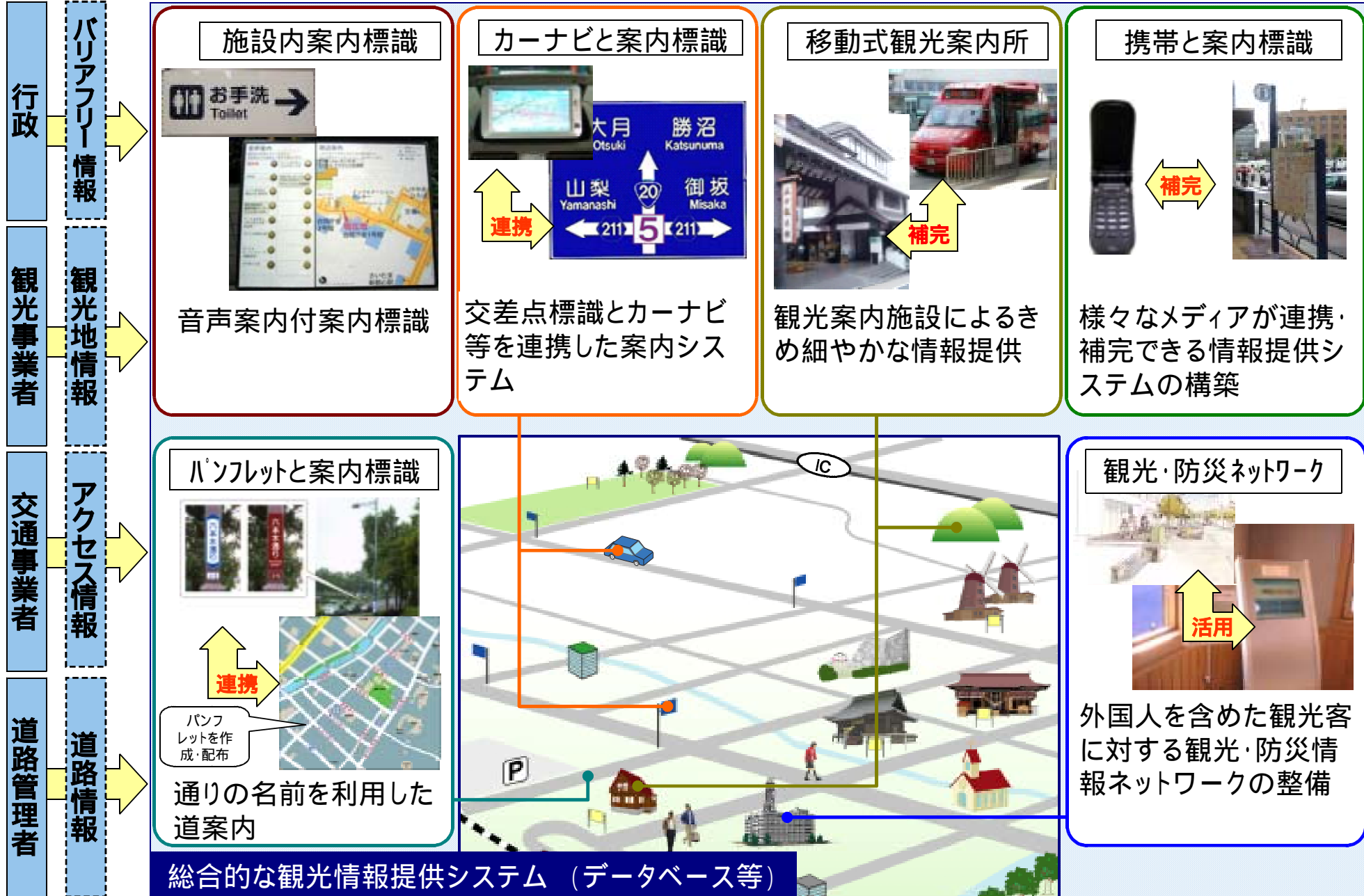
- ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
- ・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
- ・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備
- ・観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供
- ・カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供
- ・移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築

など

「まちめぐりナビプロジェクト(まちなび)」について



「まちめぐりナビプロジェクト(まちなび)」のメニュー例



平成20年度「まちめぐりナビプロジェクト(まちナビ)」 応募要領(抄)

目次

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1. プロジェクトの目的 | 7. 応募要件 |
| 2. 実施主体 | 8. 実施地域の選定 |
| 3. 実施期間 | 9. その他応募にあたっての留意事項 |
| 4. 費用に関する国の負担 | 10. 国土交通省担当窓口 |
| 5. 応募のための提出書類 | |
| 6. 応募期間 | |

1. プロジェクトの目的

観光立国の実現に向け、観光客の移動円滑化を図ることが求められています。このため国土交通省としては、地域の創意工夫を活かした取り組みを公募し、道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進することを目的とします。

2. 実施主体(応募主体)

プロジェクトの趣旨に沿って情報提供に関わる事業(以下、本事業)を実施しようとする単一もしくは複数の地方公共団体又は国の行政機関は、本事業の基本構想等を策定するために関係者^{*}からなる協議会を設置して、事業計画書を作成します。(応募の段階で「協議会」が設置されていなくても応募は可能ですが、選定後ただちに実施準備に取り組むことが必要です。)この協議会は、本事業実施にあたっての中心的な役割を果たします。

[* 関係者とは、市町村、都道府県、地方運輸局企画観光部、地方整備局企画部、地方整備局道路部、有識者、警察、観光協会、観光関係事業者、NPO団体、地元関係者、民間事業者等が候補として挙げられます。]

3. 実施期間

本事業の実施期間は平成20年度中となります。本事業終了後、同年度内に結果をとりまとめ報告して頂く予定です。

4. 費用に関する国の負担

本事業実施にあたっては国と地方公共団体、民間事業者等が連携して、それぞれ相応の取り組みを行うことを前提とします。本プロジェクトにより国が負担できる費用は、実施準備のための費用、広報周知のための費用、情報提供の取り組みに係る費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。観光案内所等の施設整備費については対象となりません。なお、国は1,000万円程度を目途に支援する予定です。

5 . 応募のための提出書類

プロジェクトの応募に際しては、協議会が中心となって、以下の 及び の書類を別紙の様式に従って作成し、「6 . 応募期間」内に最寄りの国土交通省担当窓口に提出してください。

応募申請書.....【様式 1】

事業計画書.....【様式 2 - 1】～【様式 2 - 9】

6 . 応募期間

平成 2 0 年 6 月 1 6 日（月）から平成 2 0 年 7 月 1 1 日（金）までとします。

郵送による場合は、期間内に届くように送付してください。

なお、応募に当たっては、平成 2 0 年 6 月 2 7 日（金）までに【案件登録様式】により、案件登録をすることが必要です。

7 . 応募要件

応募にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

年間を通じて多くの観光客が訪れている、または今後訪れることが見込まれること。

平成 1 8、1 9 年度の実施地域と同一地域でないこと。

N P O 等の関係団体や地域住民との連携など、官民一体となった推進体制があること。
地域の情報提供の現状と課題を十分に把握した上で、目標が明確化されており、それらに的確に対応した事業の内容であること。

道路等を利用した外国人をはじめとする観光客への情報提供の高度化に資するものであること。

平成 1 8、1 9 年度に実施した事業の内容（国土交通省ホームページ参照）と比較し、独自性、新規性のあるものであること。

複数の情報提供手段が効果的に連携したものであり、地域で用いられている既存の情報提供手段の整理・統合や使い分けを含めて検討されたものであること。

I C T（情報通信技術）を活用する際は、あくまで既存の技術を原則すること。

（新技術の開発に係る費用は原則として本プロジェクトにおける国の負担の対象外）

本事業に関連した地方公共団体、民間事業者等の独自の事業が必ず位置づけられていること。

地域の自助努力を基本とするものであること。

本事業の的確な効果測定が行われること。

8 . 実施地域の選定

（1）選定体制

国土交通省が計画書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、学識者等からなる委員会に実施地域の選定について諮り、委員会からの推薦を受けて、選定するか否かを決定します。

（2）選定のポイント

選定は、「7 . 応募要件」に加え、以下の視点に着目して行われます。

観光地内の多様な担い手・地域間の連携のもと、中期的な目標をもって 2 泊 3 日以上
の滞在を可能とする取り組みを行っている又は行う予定の地域で、観光地間の移動や
相互連携を促進する広域的な事業の内容であること。（なお、上記地域において、景

観を楽しむための美しい街道づくりに積極的に取り組んでいる場合はさらに評価する。）

地域の観光情報提供手法の全体像が示され、その中における本事業の位置づけが明確であるもの。

観光客のニーズや取り組みによる効果の検証結果を、実施過程で事業の内容にフィードバックできるものであること。

観光客ニーズ調査等の本事業の実施準備、他の地域づくり活動等、協議会としてすでに地域での活動実績のある体制であること。

本事業終了後も取り組みを継続していくための運営体制や予算確保に対する工夫がなされていること。

（３）対象事業

対象事業はプロジェクトの目的に資するものである必要があります。個別事業の例示としては以下のようなものが考えられます。なお、本事業は先進事例とするものであることから、平成 18、19 年度に実施した事業の内容や取り組みを通じて明らかになった課題等（国土交通省ホームページ参照）を踏まえた上で、更なる高度化を図る必要があります。

- ・交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築
- ・標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築
- ・外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備
- ・観光案内施設による観光客の属性に応じたきめ細かな情報提供
- ・カーナビや情報拠点施設の活用等による、隣接観光地の連携した広域的な情報提供
- ・移動経路や施設情報に対する観光客のニーズをふまえ、随時更新できる情報提供システムの構築

など

9 . その他応募にあたっての留意事項

- ・計画書のとりまとめにあたっては、計画書の内容及び記載方法等について各担当窓口で事前相談を受けることができます。事前相談を受ける際には各担当窓口へお問い合わせください。
- ・応募締め切り後に国土交通省担当窓口によるヒアリングを実施します。実施場所や方法等については各担当窓口へお問い合わせください。
- ・原則として事前に道路管理者等の事業関係者と事業実施に係る調整をしてください。
- ・計画対象地域が重複もしくは隣接している場合には、案件登録後に実施内容等に係る調整をお願いすることがあります。
- ・応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。
(http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000002.html)
- ・事業終了後、本プロジェクトの事業評価にご協力をお願いする場合があります。

10 . 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課

〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 丁目

011-709-2311

北海道運輸局企画観光部観光地域振興課 〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2722
東北地方整備局企画部企画課 〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15	022-225-2171
東北運輸局企画観光部観光地域振興課 〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-380-1001
関東地方整備局企画部広域計画課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1330
関東運輸局企画観光部観光地域振興課 〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57	045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1	025-370-6687
北陸信越運輸局企画観光部観光地域振興課 〒950-8537 新潟市中央区万代2-2-1	025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8129
中部運輸局企画観光部観光地域振興課 〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8009
近畿地方整備局企画部広域計画課 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141
近畿運輸局企画観光部観光地域振興課 〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30	082-511-6132
中国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30	082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課 〒760-8554 高松市サンポート3-33	087-811-8309
四国運輸局企画観光部観光地域振興課 〒760-0068 高松市松島町1-17-33	087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
九州運輸局企画観光部観光地域振興課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2920
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1908
沖縄総合事務局運輸部企画室 〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1812

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。